

規制シート(様式)

190196701100001

平成28年12月27日

規制の名称	航行の方法の指定	所管府省	国土交通省
根拠法令等	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第3条	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課長 岡本誠司
規制目的	公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要があると認めるときは、航空交通の安全を阻害しない限度において、当該飛行場において航空機が離陸し、又は着陸することができる経路又は時間その他当該飛行場及びその周辺における航空機の航行の方法を国土交通大臣が告示で指定し、航空機は、航行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合等を除き、当該指定に従わなければならない。	関連する予算	空港周辺環境整備事業費(平成28年度予算1,265百万円)等
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率 平成27年度 93.1% http://www.mlit.go.jp/common/001144050.pdf
規制を維持、改革 又は新設する理由	航空機騒音による障害の防止を図るための対策については、機材の改良等による発生源対策、滑走路の移転等による空港構造の改良及び住宅防音工事等による空港周辺環境対策により行っているところであり、本条では発生源対策の一つとして航行の方法の指定を行うことにより航空機騒音の軽減を図ることとしている。 航行の方法の指定は、航空機騒音による障害の防止のために必要不可欠な対策の一つであり、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、本規制は維持する必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		